平成２２年（フ）第７６号
沖縄県沖縄市高原５丁目４番56号　コーポハガ302
債務者　普天間直人
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２３０号
横浜市中区松影町３丁目10番地10　三都荘新館401号室
債務者　安里　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６号
広島県福山市野上町２丁目６番６号　ＳＡＴＯビル12―802号、前住所広島県福山市地吹町１番29号　さくらマンション404号
債務者　小川　広子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０８号
広島県福山市胡町３番５―107号　菊屋胡町マンション、旧住所広島県福山市引野町南１丁目32番６―101号県住
債務者　熊谷　吉子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４号
熊本県天草市有明町大浦82番の２番地
債務者　藤島としゑ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第５４２号
東京都武蔵村山市大南４丁目11番地の４コーポベルＢ棟121号
債務者　鈴木　紀行
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８４号
栃木県小山市駅南町６丁目15番９号
債務者　山口美紀代
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１１６号
青森市大字四ツ石字里見45番地10
債務者　仙庭　健蔵
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
青森市大字四ツ石字里見45番地10
債務者　仙庭恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２０年（フ）第５８号
島根県江津市松川町長良109番地１、住民票上の住所島根県江津市嘉久志町イ899番地58
破産者　坂根美千子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１８１号
愛知県豊明市三崎町社11番地２
破産者　平岩　恵美
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７号
愛知県瀬戸市共栄通５丁目48番地
破産者　川﨑　邦彦
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５号
名古屋市瑞穂区釜塚町２丁目11番地
破産者　森　　雅美
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２８号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目15番地　みなみ第２コーポ402号
破産者　畑　　秀範
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９３号
愛知県春日井市町屋町4072番地７
破産者　宇佐見和子
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
鹿児島県枕崎市中央町775番地　光樹ハイツ201号室
破産者　迫　　茂房
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第１９２号
北海道小樽市緑３丁目12番３号
破産者　石井　秀幸
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道小樽市祝津１丁目３番244号　祝津団地市営住宅２号棟、前住所北海道小樽市手宮３丁目８番11号
破産者　棗　　勝幸
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３３号
北海道余市郡余市町山田町63番地
破産者　蠣崎　良悦
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３４号
北海道余市郡余市町山田町63番地
破産者　蠣崎　軌子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部